

# 介護老人保健施設サンテラスながとみ 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 運営規定

(運営規定設置の主旨)

## 第1条

医療法人健裕会が開設する介護老人保健施設サンテラスながとみ（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

## 第2条

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

## 第3条

当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く在宅での生活を維持できるよう<sup>1</sup>在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の人身の状況、並びにやむを得ない理由等を記録するものとする。当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「朗らか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

7 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。

8 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じる。ただし、利用者を扶養するもの及びその他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾が得られた場合、その他必要と認められた場合に限り、これに応じる。

9 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設サンテラスながとみ     |
| (2) 開設年月日    | 平成15年4月16日            |
| (3) 所在地      | 大分県大分市西大道2丁目2番1号      |
| (4) 電話番号     | 097-545-1718          |
| (5) 管理者名     | 永富裕文                  |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(4450180122号) |

(従業者の職種、員数)

第5条

当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置数については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者1人を置く。
- (2) 医師1人以上を置く。
- (3) 薬剤師1人以上を置く。
- (4) 看護職員5人以上・介護職員17人以上を置く。
- (5) 理学療法士又は作業療法士等1人以上を置く。
- (6) 介護支援専門員1人以上を置く。
- (7) その他、支援相談員1人以上、栄養士又は管理栄養士1人以上、事務職員1人以上を置く。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指導に基づき投薬、検温、血圧測定等の診療の補助や療養上の世話をを行うほか、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく介護業務を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。また、介護支援専門員は、苦情の内容並びに事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (10) 事務職員は、庶務・事務処理全般を行う。

(利用者数)

第7条

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用者数は、入所定員50人の範囲内とする。

(短期入所療養介護の事業内容)

第8条

1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

2 当施設のサービス内容は、以下のとおりとする。

- ①短期入所療養計画の立案
- ②食事
- ③入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助の必要とする利用者には特別浴槽で対応）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行う。）
- ⑥機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧その他

（利用者負担の額及び受領）

#### 第9条

短期入所療養サービスを提供した場合の利用料及び居住費（滞在費を含む。）並びに食費の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

- ①短期入所療養サービスを提供した場合の利用者負担の額は、厚生労働大臣が定めたサービス費を控除した額とする。
- ②居住費（滞在費を含む。）及び食事の提供について厚生労働大臣が定めた各段階別の負担限度額とする。

2 前項第2号及びその他の利用料は、（別表1）に定めるとおりとする。

3 第1項第2号及び前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取り扱いとする。

（特別な居室の利用料）

#### 第10条

利用者等が選定する特別な居室を利用した場合の利用料は、（別表2）に定めるとおりとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（身体の拘束及び虐待防止）

#### 第11条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。  
介護老人保健施設サンテラスながとみは虐待防止に関する事項について別に規定を設ける。

（褥瘡対策等）

#### 第12条

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### （施設の利用に当たっての留意事項）

##### 第13条

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂って頂くこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規程に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービスの内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会は、午前9時から午後8時までとする。ただし、緊急の場合は職員に断ったうえで何時でも面会できるものとする。面会者は、受付票に記載する。
- (3) 消灯時間は、午後9時とする。
- (4) 外出・外泊は事前に職員に届出ることとし、必要な手続きを行う。
- (5) 飲酒、喫煙は禁止する。
- (6) 利用者の火気の取り扱いは禁止する。
- (7) 設備・備品の利用は、事前に職員に相談すること。
- (8) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に職員に相談すること。
- (9) 金銭・貴重品は、必要最低限の持ち込みとし、利用者自身で管理する。
- (10) 外泊時等の施設外での受診は、緊急時以外は原則として禁止する。
- (11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み」は禁止する。
- (12) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

#### （非常災害対策及び業務継続計画の策定等）

##### 第14条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 管理者は、防火管理者を選任するものとし、防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### （業務継続計画の策定等）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

##### 第15条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故（施設の瑕疵によるもの）が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。

4 当施設は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### （苦情処理に関する事項）

##### 第16条

介護老人保健施設サンテラスながとみの利用者及びその家族は、等施設が提供する介護保険施設サービスに対する苦情等の解決について別に規定を設ける。

#### （職員の服務規律）

##### 第17条

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心がけること。

#### （職員の資質の確保）

##### 第18条

当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

#### （職員の勤務条件）

##### 第19条

当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健裕会就業規則による。

#### （職員の健康管理）

##### 第20条

当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

#### （衛生管理）

##### 第21条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならぬ。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (守秘義務及び個人情報の保護)

##### 第22条

当施設職員に対して、当施設職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に違反した場合は違約金を求めるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

##### 第23条

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務態勢、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

加えて、利用者とそのご家族等から、職員が受ける全てのハラスメントに対し、施設内掲示による事前の注意喚起を行った上で、ハラスメント被害に対して、抗議と厳正な対応を行う。

4. 介護老人保健施設に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する事項については、医療法人健裕会介護老人保健施設サンテラスながとみの役員会において定めるものとする。

#### (暴力団等の排除)

##### 第24条

介護老人保健施設サンテラスながとみは、その運営について、大分市暴力団排除条例(平成23年大分市119号)第2条第2項に規定する暴力団及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

附 則 この規程は、平成15年4月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

(第11条の2 事故発生時の対応について)

附 則 この規程は、平成16年1月10日から施行する。

(第4条第1項(3) 平成16年1月10日より住居表示変更)

附 則 この規程は、平成16年11月15日から施行する

(第11条の3 苦情等の申し出について)

(別表 消費税込みの利用料金に改める)

附 則 この規程は平成17年10月1日から施行する。

(介護保険法の一部改正に伴い、居住費、食費等について規定)

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する

附 則 この規程は、平成25年10月1日から施行する

(第11条虐待防止に関する事項、第16条苦情に関する事項

第24条暴力団等の排除)

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する

附 則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

(介護保険法の一部改正に伴う多床室居住費(別紙2)の変更)

- 附 則 この規程は平成29年4月1日から施行する。  
(利用料(別紙1)の変更 (第4段階の食事利用料の変更))
- 附 則 この規程は平成30年4月1日から施行する。  
(第5条従業者の職種と員数)
- 附 則 この規程は令和3年2月1日から施行する。  
(第5条従業者の職種と員数)(第13条 飲酒・喫煙)  
第9条(利用者負担の額及び受領)第2項 居室料(滞在費を含む)
- 附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

み

項目	区 分	利 用 料
食 費 〔非課税〕 ※厚生労働省による食費の基準費用額の変更があれば、それに従い、適宜変更する。	食 材 料 費 + 調 理 コ ス ト 相 当	<p>《第4段階》 1. 700円／日 朝食 400円 昼食 650円 夕食 650円</p> <p>《第3段階》 3-② 1,300円／日 3-① 1,000円／日</p> <p>《第2段階》 600円／日</p> <p>《第1段階》 300円／日</p>
居 室 料 (滞在費を含む) 〔非課税〕 ※厚生労働省による居住費(滞在費)の基準費用額の変更があれば、それに従い、適宜変更する。	従 来 型 個 室 (減価償却費+光熱水費)	<p>第4段階 1,668円／日 第3段階 1,310円／日 第2段階 490円／日 第1段階 490円／日</p>
	多 床 室 (光熱水費)	<p>第4段階 377円／日 第3段階 370円／日 第2段階 370円／日 第1段階 0円／日</p>
日用品費 + 教養娯楽費	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者又はその家族等の選択により利用される歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品</li> <li>お誕生会等の各種イベント</li> <li>演奏会・踊り等</li> <li>音楽療法</li> <li>書道教室</li> <li>詩吟教室</li> </ul>	<p>1日につき 150円 (消費税込み。)</p>
テ レ ビ 使用 料	4人部屋のみ	<p>1日につき 50円 (消費税込み。)</p>
理 美 容 代	洗 髪、カット、顔剃り	実 費 (利用者のみ)
電 気 代	<p>個人が持ち込んだ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気毛布</li> <li>テレビ</li> <li>ラジオ</li> <li>その他、電気機器の 使用料</li> </ul>	<p>1日につき 50円 (消費税込み。)</p>
予 防 接 種 料	インフルエンザの予防接種にかかる費用	実 費 (希望者のみ)

(別表2)

## 特別な室料

サンテラスながとみ

区分	積 算 内 訳	利 用 料
A 個室 ( 8 室)	<p>〔居室面積〕 17.75 m<sup>2</sup> (5.4坪)      ※ ユニット型個室の基準床面積      13.2 m<sup>2</sup> より 4.55 m<sup>2</sup> 広く      B 個室より 2.2 m<sup>2</sup> より広い</p> <p>〔立地条件〕      - 大分市のほぼ中心部      - 大分駅から近く、交通に便利      - 都市型の介護老人保健施設</p> <p>〔居住環境〕      - 緑が多く、とても静かで落ち着いた居住環境      - 採光に配慮した開放的な建物      - 家庭的な日常生活上のケアが受けられる</p> <p>〔設備〕      ベット、チェスト、テレビ、応接セットの他、専用の洗面台、ウォシュレット付専用トイレ</p>	<p>1日につき      1,800円      (本体価格)</p> <p>* 消費税に変更があれば新消費税の率とする。</p>
B 個室 ( 22 室)	<p>〔居室面積〕 15.55 m<sup>2</sup> (4.7坪)      ※ ユニット型個室の基準床面積      13.2 m<sup>2</sup> より 2.35 m<sup>2</sup> 広い</p> <p>〔立地条件〕      - 大分市のほぼ中心部      - 大分駅から近く、交通に便利      - 都市型の介護老人保健施設</p> <p>〔居住環境〕      - 緑が多く、とても静かで落ち着いた居住環境      - 採光に配慮した開放的な建物      - 家庭的な日常生活上のケアが受けられる</p> <p>〔設備〕      ベット、チェスト、テレビの他、専用の洗面台、ウォシュレット付専用トイレ</p>	<p>1日につき      1,300円      (本体価格)</p> <p>* 消費税に変更があれば新消費税の率とする。</p>